

茨城経協

Ibaraki Employers' Association

<https://www.ikk.or.jp> Email info@ikk.or.jp

一般社団法人茨城県経営者協会



茨城経協



鹿島臨海工業地帯

CONTENTS

- 01 産業政策委員会・国内企業視察会を開催
「北海道のものづくりと伝統を学ぶ」をテーマに4社を視察
- 02 令和4年度第3回理事会を開催
- 03 茨城大学での寄付講座がスタート
- 05 委員会報告 政策委員会／経営教育委員会／青年経営研究会
- 08 支部だより 支部共催セミナー
- 09 新入会員のご紹介
- 10 最近の労働判例から（一社）日本経済団体連合会 労働法制本部
- 11 士業の広場⑩
「私と事務所について」
＜中小企業診断士 社会保険労務士はたけやま事務所 高山佳樹氏＞
- 12 偏屈爺の甘辛放談⑫
「さまざまな死生観 田坂広志氏の「死は存在しない」を読んで」
＜茨城新聞社社史編纂室（元論説委員長）小沼平氏＞
- 13 <寄稿>「23年採用の感触および25卒以降インターンシップの考え方」
（株）マイナビ茨城支社支社長 木村純弥氏
- 14 NPO 情報 Vol.264 <茨城 NPO センター・コモンズ> 代表理事 横田能洋氏

経営者協会ホームページ
<https://www.ikk.or.jp/>



茨城経協



国内企業視察会を開催

産業政策委員会(委員長 櫻井直之氏(株)小松製作所執行役員生産本部茨城工場長)は、9月29日(木)～10月1日(土)の3日間、国内企業視察会を開催。

本年度は、“北海道のものづくりと伝統を学ぶ”をテーマに①(株)アイワード石狩工場、②(株)かま栄、③北海道ワイン工場(株)、④キリンビール(株)北海道千歳工場の4社を訪問。初日、午前の便で茨城空港から新千歳空港へ向かった一行は、「アイワード石狩工場」に到着。同社は、本やカタログの製造・印刷業であり、石狩工場では、環境と人材に最大限配慮した「スマートファクトリー」を導入し、生産性向上に成功している。

当日は、同社 代表取締役社長 奥山敏康氏より会社の沿革、ブレない経営方針、事業内容等のご説明をいただき、その後、実際にスマートファクトリーを見学させていただいた。参加企業からは「本の生産ラインはもとより、生産時の環境への配慮(SDGs)、女性や障がい者の積極雇用ほか人材面についても多くの学びがあった。」との声が寄せられた。

翌日は、1905年創業で北海道の名産品かまぼこを製造・販売する老舗企業「かま栄」にて工場見学をした後、日本最大規模の自社農園を所有し、小樽市にてワインの製造販売を行う「北海道ワイン工場」へ訪問。

最終日には、大倉山展望台へ観光した後、日本を代表する飲料メーカー「キリンビール北海道千歳工場」にて美味しいビールの秘密“一番搾り製法”について理解を深めた。

参加企業においては、今回の視察会を通して何か経営のヒントとなる事を発見していただければ幸いと考える。



アイワード



北海道ワイン工場



大倉山展望台



キリンビール千歳工場

第9次中期運営要綱に基づく事業を実施

県政への提言・要望書の提出を承認

当協会は、10月13日(木)、水戸市・三の丸ホテルにおいて、本年度第3回理事会を開催した。

笹島律夫会長((株)常陽銀行取締役会長)はじめ理事、監事、参与が出席した。

冒頭、笹島律夫会長が挨拶に立ち、「本年度は、『第9次中期運営要綱』の最終年度であり、“会員、地域、時代からの要請に応え、会員企業と地域経済の持続的発展に貢献します”との基本方針に則り、様々な活動を展開している。多くの事業が計画通り実施できており、改めて会員の皆様のご協力に感謝したい。会員増強に関しては、現在1,287社と全国有数の会員数となっており、コロナ禍の中でも会員数を維持できているのは理事役員の皆様のご協力の賜物です。本日は上期の事業活動報告、県政への要望、第10次中期運営要綱の進捗状況などについてご審議いただきますので、忌憚のないご意見をお願いします」と挨拶。

次に笹島会長が議長となり以下の議案が報告・審議され、それぞれ承認された。

- ① 令和4年度上期事業活動報告(会長、専務理事の職務遂行状況報告)
- ② 令和4年度新会員の入会の承認を求める件
- ③ 第10次中期運営要綱の進捗状況
- ④ 茨城県政への提言・要望案について



WINE O'CLOCK・和田代表の講演

特別講演として、WINE O'CLOCK代表の和田まゆみ氏より「ワインと私の出会い」と題し、世界と日本のワインの歴史や現状などについての講演があった。和田氏の講演は、ワインに関するクイズを織り交ぜ、世界各国で醸造、愛飲されるワインに関するエピソード、特徴などを解説され、聴講者からは、ワインと料理の相性やフランスワインの地域による味の特徴などについて質問が寄せられた。

終了後、本年度の新会員を招いて、新入会員と役員の懇親会を開催、和田講師お勤めのワインを味わい、盛会裏に終了した。

『働く意義・学ぶ意味』

～社会人に向けた心構えと資質・能力の開花・育成を目指し、第16期目の開講～

本講座は平成19年に経営者協会が創立60周年を迎えるにあたり、記念事業の一環として、茨城県を代表する企業経営者・管理者が講義を行い、地域経済や業種毎の実態と各社が実践している経営活動や社会貢献活動などについて、学生の理解を深めるとともに、学生が将来社会人として生きていくための心構えと大学で学ぶ意味を明確にすべく、優れた資質・能力の育成に資することを目的に開設した。本年度で16回目の講座開設となる。

去る10月12日(水)同大学にて開講式が開催され、約30名の学生が受講した。

笹島律夫会長((株)常陽銀行取締役会長)が開講に際し登壇し、本講座の意義、学生に期待することを交え以下の通り挨拶を行った。「まずはコロナ禍において本年も茨城大学において、茨城経営者協会の社会貢献事業の一つである寄付講座が開講できますこと、太田学長をは

じめ大学関係者の皆様のご尽力に感謝申し上げます。今年の講師陣は例年にも増して多種多様であり、各社を取り巻く固有の環境変化の中で、経営者がどのように環境に即応しながら経営をしてきたのか、実体験に基づくお話しが聞けると思うので大いに期待して下さい。講師に対しては『働く意義・学ぶ意味』について講義に盛り込むよう要請しております。どのような話にするか講師にお任せしています。そういう意味では、経営者によって皆さんに伝えたいことがそれぞれ違うと思います。私は、このような経営者の色々な切り口の話聞くことが、皆さんが多様なものの見方、価値感を形成する上での源泉になるではと思っています。皆さんには是非、経営者の人間力の一端に触れて頂ければと思います。皆さんが大学でしっかり学び、社会に出て大いに活躍するために、大学も経営者も真剣になって取り組んでいることを心に刻んで

本講義に臨んで頂きたいと思っています。

2020年の1月にはじめてコロナウイルスに罹患されました感染者が確認されてから、2年半以上が経過しました。今日講義を受けられています学生の皆さんは、オンラインでの授業にも既に対応されておられると思いますが、本日からの本講座は対面での聴講になります。私たち社会人も対面とオンラインを併用し、双方の良さを活かしながら仕事を進めておりますが、しっかりとどなたかのお話を聞いて学ばせて頂く際には、やはり対面での臨場感も大切なポイントになってくると思います。その意味では、このまま感染症の影響が拡大しないことを切に願っています。コロナ禍は、従来までの経営の在り方を再構築しようとしております。あらゆる業種、業界でデジタル化の動きが加速しています。これから私を含め10名の経営者が登壇致しますが、いずれの企業にお

いても『変革』を積み重ねてお
ります。ぜひみなさんには変革
期におきます経営者の役割につ
いても、注目して頂きたいと思
います。

最後に、本講座は地元企業へ
の理解を深める格好の機会でも
あります。経営者の方々の体験
や経営哲学に直接触れること
で、共感が生まれ、一人でも多
くの皆さんが『これからの茨城』
を支える『地方創生』の担い手
として、地域で、地元企業で活

躍されることを期待したいと思
います」。

本講座は来年1月までに10

名の経営者に登壇頂く予定で
す。



令和4年度 茨城大学・寄付講座 出講リスト

・令和4年10月12日(水)～令和5年2月1日(水)10:20～11:50

回数	日程	業種	企業名	役職名	氏名
1講	10月5日	ガイダンス	—	—	—
2講	10月12日	開講式	(一社)茨城県経営者協会 (株)常陽銀行	会長 (取締役会長)	笹島 律夫
3講	10月19日	小売・卸	水戸ヤクルト販売(株)	代表取締役社長	内藤 学
4講	10月26日	製造業	(株)中村自工	代表取締役社長	中村 弘樹
5講	11月2日	小売・卸	関彰商事(株)	代表取締役社長	関 正樹
6講	11月9日	製造業	茨城電機工業(株)	代表取締役社長	磯崎 寛也
7講	11月16日	情報通信業	デジタルサーブ(株)	代表取締役社長	松本 英俊
8講	11月30日	ES・プレゼンのつくりかた	—	—	—
9講	12月7日	サービス	(株)ユーゴー	代表取締役	沼崎 周平
10講	12月14日	製造業	(株)東京電機	代表取締役社長	塩谷 智彦
11講	12月21日	マスコミ	(株)茨城新聞社	代表取締役社長	沼田 安広
12講	1月11日	小売業	(株)カスミ	人事戦略部マネジャー	渡邊 敏幸
13講	1月18日	模擬面接	—	—	—
14講	1月25日	学生生活と就職活動	—	—	—
15講	2月1日	講義のまとめ	(一社)茨城県経営者協会	労働・地域担当部長	後藤 泰男

政策委員会

第2回政策委員会
理事会提出議案等について検討、委員の意見交換も

10月13日(木)、第2回政策委員会(正副会長・各支部長・各委員長等主要役員会議)が水戸市・三の丸ホテルにて開催され、会務報告、会員増強活動、理事会提出議案として上期事業報告、第10次中期運営要綱の進捗状況、県政要望・提言案などについて意見交換が行われた。

笹島律夫会長の挨拶のあと、家次晃副会長が議長となり議事を進めた。

会務報告では、会員状況、会計状況、最近の主な事業活動などが加藤専務理事

より説明があった。会員増強活動の進捗状況については加藤支部長から報告がなされた。

理事会提出議案の①令和4年度上期事業活動の報告と下期の主な計画、②令和4年度新



会員の入会の承認を求める件、③第10次中期運営要綱の進捗状況、④経協としての「県政に関する要望案」について事務局より説明があり、理事会への提出が了承された。

経営教育委員会

「年末調整・税務会計セミナー」開催



経営教育委員会(委員長 篠原智氏(株)筑波銀行代表取締役専務)は10月5日(水)、産業会館研修室にて、今年度からの

新設セミナーとして「年末調整・税務会計セミナー」を開催。

経理担当者を中心に30名の参加者が集まった。

講師には、税理士法人コンパス・ロイヤーズ 代表社員CEO 井野武士氏をお招きし、年末調整・簿記会計の基礎知識

やインボイス制度、電子帳簿保存法などについてご講義をいただいた。

参加者アンケートでは「時期的にも年末調整のチョイスが良かった。幅広い内容でホットな情報が多く非常に参考になった。来年度はもう少し長い時間の講義を受けたい。」などの声が寄せられた。

経営教育委員会

第1回 士業ネットワーク意見交換会を開催

経営教育委員会(委員長 篠原智氏(株)筑波銀行代表取締役専務)は、士業ネットワーク(会長 皆川雅彦氏 社会保険労務士法人葵経営代表)に、今年度第1回目となる意見交換会を10月17日(月)、ホテルレイクビュー水戸にて開催。当日は、事務局含め15名が参加され、上期事業報告・下期事業計画の説明の後、当ネットワークをどう会員様へ周知させていくべき

か、これからの利用促進策等について活発な協議がなされた。

当ネットワークは、会員企業へのサービス向上策の一環として、総勢38名の士業会員(税理士・公認会計士、社会保険労務士、司法書士、行政書士、弁理士)が参画しており、初回60分まで無料(2回目以降の相談は有料)での様々な業務上の悩みに対する相談対応を常時受付けております。

当ネットワークをご利用希望の会員様は、まずはお電話にてお気軽にご相談下さい。

本件担当：

(一社)茨城県経営者協会

事務局 黒澤遥

〒310-0801

水戸市桜川2-2-35

茨城県産業会館11階

TEL 029-221-5301

FAX 029-224-1109

Eメール kurosawa@ikk.or.jp

青年経営研究会

第47回 経営者協会青年部会・全国大会が岐阜で開かれる
～関西学院大学教授、NEWS ZERO元メインキャスター 村尾信尚氏の記念講演会等を開催～



青年経営研究会(会長 藤澤昭彦氏(株)霞浦観光ホテル 代表取締役社長)は、9月29日(木)～30日(金)、岐阜市の岐阜グランドホテルにて“第47回 経営者協会青年部会全国大会”が3年ぶりに開かれ、200名を超

える青年部メンバーが一堂に会した。

式典では、岐阜県経営者協会青年経営者部会の笠原幸治会長および岐阜県経営者協会の山口嘉彦会長の挨拶に続き、古田肇岐阜県知事、柴橋正直岐阜市長からのビデオメッセージが紹介された。

併設の記念講演では、関西学院大学教授、NEWS ZERO元メインキャスターの村尾信

尚氏より「失敗は挑戦者の証～animal spiritsのすすめ～」と題して解説。村尾氏からは、日本と世界の動きをマクロ視点でとらえつつ、ニュースの現場で磨いた肌感覚をもとに、VUCA時代にどのように生き抜くか、日・米・英・独・仏の先進5ヶ国を比較したデータ等を基にお話いただいた。

記念講演後には、十分なコロナ対策を講じてスクール形式による食事会が開かれ、和太鼓による歓迎からはじまり、マジックショーなどによる多彩なアトラクションが披露される中、次

回の主管が予定されている埼玉県経営者協会青年経営者部会からのPRが行われた後、特別プログラムとして1,300年以上の歴史がある長良川での鵜飼いを

を見学した。

翌日のエクスカージョンは、親睦ゴルフ大会(於：岐阜関カントリークラブ)と観光コース(視察先：初秋の小京都「飛騨

高山」)に分かれ、各青年部メンバー間の交流を深め、散会となった。

青年経営研究会

明治神宮、国会議事堂を見学



青年経営研究会(会長 藤澤昭彦氏(株)霞浦観光ホテル 代表取締役)は、10月20日(木)に、例会を開催した。例会では、日本の魅力発掘委員会(委員長 鈴木孝昌(株)セイキョウ 代表取締役)のメンバーが企画&運

営の主体となり、事業が進められた。

今回の例会では、明治天皇と皇后の昭憲皇太后を御祭神とし、初詣では例年日

本一の参拝者数である明治神宮に伺い、神楽殿での祈願と拝観をした後、明治記念館“桃林荘”にて、心理学博士・医学博士、(株)ビジネスラポール 代表取締役 鈴木丈織氏から、コロナショックから企業の立ち直りのた

めの心とスキルと題する研修会を開催した。

研修会後には、憲法改正や国の予算制定などすべての政治が行われている舞台である国会議事堂に伺い、自民党衆議院議員石川昭政先生に終始同行いただき、衆議院議場や天皇陛下が国会へおいでになったときに、一時お休みになる御休所など懇切丁寧にご案内いただいた。

見学後には、十分なコロナ感染防止対策を徹底したうえで、都内にて参加者同士の懇親会が開催され、メンバー間の懇親を深め散会した。

経営教育委員会

第4回朝礼見学会(勝田環境株式会社見学)を開催

当協会では、創立70周年記念事業として、10月25日(火)に、ひたちなか市の勝田環境株式会社(代表取締役社長 望月福男氏)にて“朝礼見学会”を

開催した。

同社では4年ぶりの開催となった見学会当日は、月1回の環境整備点検の日であり、ラジオ体操や経営理念の唱和を行

なう朝礼の後、車両や事務所の点検作業を見学した。

現場の方から、働きやすい環境整備の進捗状況を説明いただき、車両の点検では同社の望月

社長・副社長自ら先頭に立ち、車両の汚れや整備状況をチェックリストに基づき確認作業が行なわれた。

廃棄物処理ラインの見学終了後、若手社員・女性社員を中心に企業説明、会社の魅力や自身の紹介などを発表いただき、見

学参加者との活発な質疑応答が行なわれ、散会した。



支部だより

NOV. 2022

Branch office report

支部共通事業

新入社員フォローアップセミナーを開催～オンラインと対面にて



当協会は、新入社員フォローアップセミナーをオンラインと対面にて開催した。昨今の情勢を踏まえ、オンラインもしくは会場にて対面での研修参加を選択頂けるスタイルを取った(10月6日(木)オンライン開催、7日(金)水戸京成ホテルにて開催)。講師に(株)ヒューマン・ブレンディ代表取締役の田寺尚子氏をお迎えした。オンライン参加32名、対面参加60名で

あった。

研修内容は、オンラインと対面の両参加方法ともに共通。4月に開催した新入社員セミナーで学んだ、社会人の心構えの整理、会社という組織で働くという意味、社会人として必須の行動様式の確認(挨拶、言葉遣い、電話対応等)などについて半年の社会人経験を経て身に付いているか確認し、復習を行った。続いて、社会人として必要な基礎力であるコミュニケーションスキルの修得を目的としたワークの後、さらに半年後、社会人2年を迎えるための準備、演習を行った。これからの長いキャリアの中で、意識すべきポイント

として、「現状分析」を他人から映る自分をイメージしながら客観的視野で俯瞰し、自らが考える「あるべき姿」に加え、上司や先輩から「期待されている姿」も意識しながら、現状の自分から「あるべき姿」「期待されている姿」になるためのギャップをいかに埋めるための精緻なロードマップを描くかがカギとなる。「あるべき姿」=ゴールの明確な設定と、それに向けてのロードマップ=行動計画が、社会人にとって重要である。

最後に、まとめとしてアクションプランシートを各自記載し、これからのキャリア形成の指針とすることを確認し、研修を終えた。

新入会員紹介

株式会社 雲井工務店

■代表取締役 雲井 万貴子



Data
所在地／水戸市小泉町267番地1
T E L／029-269-4497
業 種／建設業
従業員／14人

Appeal point

大正13年（1924年）創業以来、数々の新築や増改築、リフォームなど一般住宅工事。

そして学校や図書館、道路、水道施設、下水道施設などの公共工事を数多く手掛けた実績と経験を踏まえ、私たちの住む地域の生活習慣、ライフスタイルを分析し、カタチにしていく。

アフターケアはもちろん、メンテナンス、リフォーム、増改築など、私たちだからこそ出来る住まいづくりをご提案しております。

眞壁司法書士事務所

■代表 眞壁 芳太郎



Data
所在地／水戸市赤塚1丁目2005番地
119サンドーマ赤塚
T E L／029-252-2170
業 種／司法書士業
従業員／1人

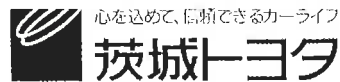
Appeal point

弊所は、開業から30年のキャリアがある司法書士眞壁芳夫事務所から、独立して本年度開業いたしました。

街の法律の専門家として、お客様からのご相談に対応させていただき、権利実現と問題の解決のため、日々奔走させていただいております。

モットーとして、「正確・迅速・情熱・信頼」を基本原則として業務にあたっております。お客様が司法書士に関わる機会は、一生にそう何度もありませんので、たとえ一度きりであっても全力で取り組み、必ず満足してもらえるような業務を目指しています。

まだまだ経験が未熟ではありますが、皆様方との交流を通して、精進して参りたいと存じます。よろしく願い申し上げます。



HARRIER

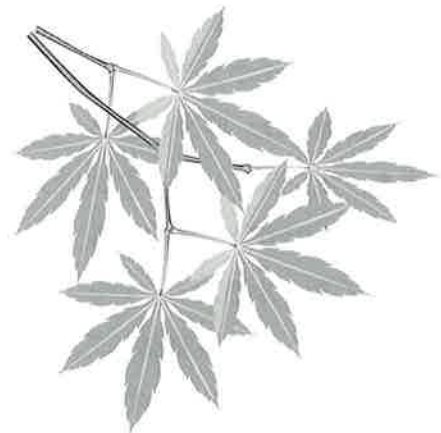


ハリア Z "Leather Package" /Z HV 2WD

茨城トヨタ自動車株式会社

水戸市千波町 1887 〒310-0851
TEL 0120-090110
<https://www.ibaraki-toyota.jp/>

START YOUR IMPOSSIBLE  TOYOTA



◆◆◆ 最近の労働判例から ◆◆◆

脱法目的の偽装請負と認定され、派遣法の労働契約申込みみなしが肯定された例 東リ事件

大阪高裁令3.11.4判決

【事件の概要】

控訴人らは、有限会社ライフ・イズ・アート（以下「ライフ社」という。）の社員であったところ、被控訴人は、ライフ社との間で、巾木製造・加工ないし接着剤製造・加工に関する業務請負契約をそれぞれ締結し、控訴人らを含むライフ社の従業員を受け入れていた。ライフ社は、いずれの業務請負契約も終了させることとし、これに伴い、控訴人らは、ライフ社から、平成29年3月30日限りで他の従業員らとともに整理解雇された。控訴人らは被控訴人に対し、上記業務請負契約が労働者派遣法40条の6第1項5号に該当するとして、控訴人ら・被控訴人間の労働契約の存在確認及びそれを前提とする賃金支払を求め、本件訴訟を提起したところ、原審神戸地裁が控訴人らの請求をいずれも棄却したことから（神戸地裁令2年3月13日判決）、控訴人らが控訴した。

【判決の要旨】

本件に関する主要な争点は、上記業務請負契約が脱法目的の偽装請負に該当するか否かである。この点について、裁判所は、労働者派遣と請負

の区別については、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示」（昭和61年労働者告示第37号）を参照するのが相当であるとした。その上で、本件の事実関係の下では、ライフ社が本件業務請負契約に基づいて被控訴人において行っていた業務は、上記告示にいう請負の要件を満たすものということではできず、いずれも偽装請負等の状態にあったと判示した。

また、裁判所は、労働者派遣法40条の6第1項5号の脱法目的について、偽装請負等の状態

日常的かつ継続的に偽装請負等の状態を続けていたことが認められる場合には、特段の事情がない限り、脱法目的を推認するのが相当

が発生したというだけで、直ちに同目的があったことを推認することは相当ではないものの、日常的かつ継続的に偽装請負等の状態を続けていたことが認められる場合には、特段の事情

がない限り、同目的を推認するのが相当であるとした。その上で、本件の事実関係の下においては、被控訴人は、偽装請負等の状態を解消することなく、日常的かつ継続的に偽装請負等の状態を続けていたとして、同目的があったものと推認することができることと判示し、同条の労働契約申込みみなしの適用を肯定した。

【シリーズコラム 士業の広場 第10回】

会員向け新サービス【士業ネットワーク】の運営から1年が経過いたしました。それを機に、当ネットワークにご在籍の士業会員の皆様をより知っていただく、リレー形式によるコラムを掲載することとなりました。

私と事務所について

中小企業診断士社会保険労務士はたけやま事務所 畠山佳樹氏



いつもお世話になっております。
中小企業診断士社会保険労務士はたけやま事務所 畠山佳樹と申します。
今回、貴重な紙面をいただき、自己紹介させていただきます。

【生い立ち】

サラリーマンの父と、パートの母の間に3兄弟の真ん中として生まれました。盆正月には親戚がたくさん泊まりに来る賑やかな家庭で育ちました。常に人を笑わせようとする、ひょうきんな子だったと思います。中学2年生の時に転機が訪れます。当時48歳だった父が病気で他界しました。遺族年金などの社会保険制度のありがたみを知る機会ともなりました。

その後、奨学金を借りながら、水戸一高、中央大学に進学、お世話になった社会保険制度への恩返しと思い当時の社会保険庁に入職しました。その後、組織変更で全国健康保険協会に転籍し、企画や保健業務に従事しました。

【独立のきっかけ】

仕事にやりがいを感じていましたが、“自分の関わる会社をもっと良くして、会社を、従業員を、その家族までも幸せにしたい”と思うようになりました。そのためには、自分で事業を始めるしかないと思い、独学で勉強を始め、社会保険労務士、中小企業診断士を取得した後に退職し、顧客ゼロから独立開業しました。

【事務所】

38歳、裸一貫からのスタートでしたが、皆様からのご縁を頂き、現在に至ります。創業5年目、私以外にスタッフ9名(うち、社労士1名)、社会保険手続、給与計算、就業規則、助成金、補助金等を行っています。社労士業務が中心ですが、今年度は補助金に力を入れております。

【補助金支援】

事業再構築補助金を中心にご支援しております。件数は多くありませんが、7件中7件採

択(100%)です。補助金は経営インパクトも大きく、仮に補助金6,000万円受給された場合、補助金は返却不要という意味で利益と同じですから、利益率5%の会社の場合、売上換算で12億円相当になります。中小企業診断士として、企業様の新しいチャレンジを支援できるので非常にやりがいを感じています。

【今後の方向性】

事務所の人材育成・組織力強化を通じてお客様に貢献したいと思います。縁あって私の事務所に入所したスタッフが、仕事を楽しみ、成長し、できることが増え、お客様に貢献できる瞬間は何物にも代え難いです。

私自身、まだまだ発展途上ですので、事務所一丸となって成長し、お客様に貢献していきたいと思います。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。



中小企業診断士社会保険労務士はたけやま事務所
代表 畠山佳樹

〒310-0803

水戸市城南3-5-32

偏屈爺の甘辛放談②1

さまざまな死生観

田坂広志氏の「死は存在しない」を読んで

人は死んだらどうなるか。この世に生を受けた以上、一度は誰もが考え、あるいは今も問い続けていることだろう。キリスト教でも仏教でもイスラム教でも、教義は異なれど神の存在を信じている者に来世は存在する。一方で、無神論、あるいは科学を信奉する唯物論者にとっては「我々の意識は肉体の一部である脳の活動にすぎず、この肉体が生命活動を終わればそれに伴って脳も機能を停止し、意識も消え去っていき、すべてが無に帰する」と考える。そして科学が著しく進歩した21世紀においては「死ねば無に帰する」との唯物論的思考が、少なくとも我が国においては、宗教を凌駕しつつあるように思える。

■世界の7割は有神論者

そうした中でも、世界中の7割以上の人々が「神の存在を信じる」（ギャラップ国際調査）と回答し、タイでは98%にも上る。一方で、日本では約3割が無神論者で、これは中国に次いで多い。かくのごとく人類史上、人の生死に関する考え方は枚挙にいとまがない。その中で筆者が得心するのは「人の一生は永遠の中の一瞬である」との考えである。この思考の根底には、これから紹介する『死は存在しない～最先端量子科学が示す新たな仮説』（田坂広志著・光文社新書）の最先端宇宙論と相通じるものがあるように思える。

少し長くなるが田坂氏の仮説は次のようなものだ。『現代の最先端宇宙論では138億年前にこの宇宙が誕生したとされる。ではその前には何があったのか。そこには何も無かった。ただ「真空」だけがあった。この「真空」とは専門用語で「量子真空」と呼ばれる。この量子真空があるとき、ふと「ゆらぎ」を起こした。その瞬間、この量子真空が極微小の宇宙を生み出し、それが急激に膨張し始めた。そしてその直後、この宇宙の萌芽が大爆発（ビッグバン）を起こし現在の宇宙が誕生した。次いでビッグバンを起こしたこの宇宙は光

の速さで膨張し、138億年かけて現在のような壮大な広がりを持つ宇宙になった。そして宇宙の片隅に太陽という恒星が生まれ、その一つの惑星であるこの地球に様々な生命が生まれ、豊かな生態系が生まれ、そして我々人類が生まれた。このようにこの壮大な宇宙、森羅万象の宇宙はすべてこの「量子真空」から生まれた』と説く。

そして「ゼロ・ポイント・フィールド仮説」とは、『この宇宙に普遍的に存在する「量子真空」の中に「ゼロ・ポイント・フィールド」と呼ばれる場があり、我々の意識のすべての情報は肉体の死後もこのフィールド内に残り、変化しながらも生き続ける』との仮説である。

著者の田坂氏は東京大学工学部、同大学院を修了した工学博士で、2011年の東日本大震災時には福島原発事故に伴い内閣官房参与にも就任した科学者である。同時に田坂塾大学を開学し若手起業家の育成などにも取り組み、これまでに国内外で100冊余の著書も発行している。そうした科学の最先端の道を歩む人物が、死後の世界が存在する可能性を科学的に示唆した同著は非常に興味深く、自身の中に新たな死生観をも芽生えさせてくれた。

■人の一生は「永遠の中の一瞬」

先に筆者は「人間の一生は永遠の中の一瞬にすぎない」との思考を紹介した。ただ、その「一瞬」の中にはその人にとってのすべて（永遠）が詰まっており、ただの一つも同じ「一瞬」は無く、かけがえのないものである。そして田坂氏の「ゼロ・ポイント・フィールド仮説」は、宗教における「輪廻転生」（魂＝意識が生まれ変わりを繰り返す）という言葉をも想起させてくれた。

「宗教」と「科学」との融合は図れるのか。生死について関心のある方には、ぜひ一読を勧めたい1冊である。

(2022年11月8日)

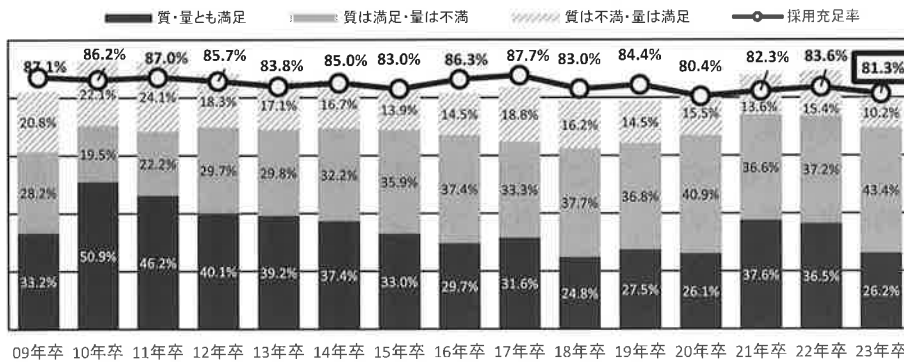
茨城新聞社
社史編纂委員
元論説委員

おぬま たいら
小沼 平 氏

2023年卒採用活動も終息に向かい、すでに2024年卒向けインターンシップも活発に行われていますが、その1年後の2025年卒以降のインターンシップに大きな変化が起きようとしています。今回は企業の2023年卒採用の感触と合わせてこの点をお伝えいたします。

2023年卒採用状況、および採用難度の背景

「採用充足率」と「内定者満足度」の年次推移

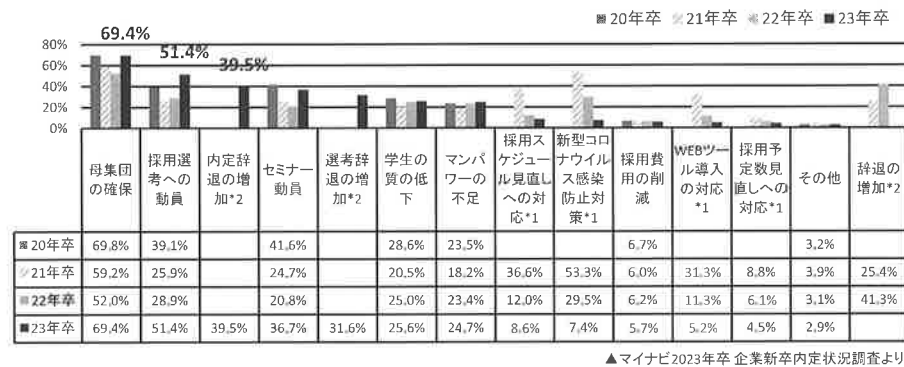


左上グラフは、2023年卒採用について、「予定数に対する充足率」および「内定者の質」について調査したものです。

採用充足率は81.3%（前年比2.3pt減）となり、2020年卒以降わずかに上昇していた数値が3年ぶりに減少する結果となりました。

また、内定者満足度に関しては、「質・量ともに満足」が26.2%と、前年に比べ10.3ptの減少で採用に苦戦した様子が見えられます。また、「質は満足・量は不満」が43.4%でコロナ禍前の2020年卒よりも高い数値となっており、内定者の質は担保できているものの、人数に関して不満がある企業が特に多かったことが分かります。

「採用活動が厳しかった」と回答した理由



左下グラフは、2023年卒採用について前年より厳しかったと回答した企業に、その理由を聞いた調査結果です。

2020年以降2年連続で減少していた「母集団の確保」の割合が増加し約7割となったほか、「採用選考への動員」が大幅に増加し51.4%となりました。また、「内定辞退の増加」も39.5%で3位となっており、母集団の確保が難しくなっている上に内定学生のつなぎ止めにも苦戦した様子が見えます。

*1 21年卒より追加した項目
*2 23卒調査より「辞退の増加」を「内定辞退」と「選考辞退」に分けて調査

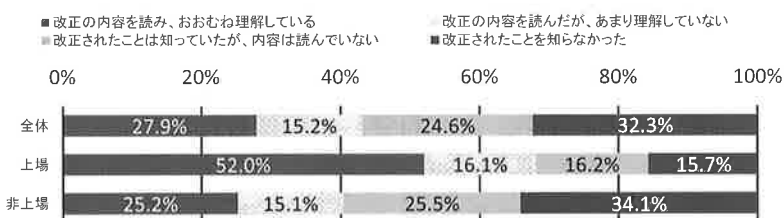
▲マイナビ2023年卒 企業新卒内定状況調査より

「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」の改正について

採用活動前にインターンシップを実施する企業は年々増加していますが、これまでインターンシップで取得した学生情報については「広報活動や採用選考活動に使用してはならない」とされてきました。しかし2022年6月に経済産業省・文部科学省・厚生労働省の三省が合同で「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」を改正し、2025年卒採用より一定の要件を満たしたインターンシップについては、企業などが取得した学生情報を広報活動や採用選考活動に利用することが可能となりました。

この「一定の要件」には、『就業体験要件』として「必ず就業体験を行い、インターンシップ実施期間の半分以上の日数を職場での就業体験に充てる」こと、『実施期間要件』として「インターンシップの実施期間は汎用的能力活用型では5日間以上、専門能力活用型では2週間以上」であること、『実施時期要件』として「大学の正課および博士課程を除き、学部3年・4年ないしは修士1年・2年の長期休暇期間（夏休み・冬休み・入試休み・春休み）に実施」すること等が含まれており、また『情報開示要件』として募集要項で公表すべき項目が示されています。

改正についての認知度・浸透度



左グラフは、上記の改正内容についての企業への浸透度を調査したものです。

一定の基準をクリアしたインターンシップで得られた学生情報については採用活動に活用可能になるなど、採用計画を検討するうえで重要な内容だが、認識の浸透度にはまだ差があるようです。

また今回の改正で必須となっている条件の中で、これまでインターンシップを実施してきた多くの企業にとって、特に「日数が5日以上」という点がハードルの高い条件であることも調査から読み取れました。

▲マイナビ2023年卒 企業新卒内定状況調査より

“分けず”に“混ざる”スタイル

茨城NPOセンター・コモンズ 代表理事 横田 能洋 氏

私達が運営している常総のえんがわハウスは、7年前の水害の時までは、診療所とお医者さんの自宅だった建物が被災して空き家になっていたのを買い取り改修した場所です。

診療所はコミュニティカフェとなり、二棟の住宅のうち2階建ての古い屋敷は多文化保育園、もう一棟は最近再び内装を変え、ヨガや子育てサロンを行う「いやしの家」にしました。5年前にこの場所を作るときイメージしたのは、子どもから高齢者までが自然な形でふれあえる多世代交流の場でした。実際には1歳から5歳まで13名とはいえ、32畳の空間では高齢者がくつろげる空間までは作ることができず、コロナもあって地域の高齢者に集まってもらう企画も実行できない現実がありました。

先日思わぬことが起きました。すぐ近くの家が高齢のご夫婦が住まわれていましたが、旦那さんが他界し奥様も移られて空き家となりました。その家を引き継いだ親族の方から、この庭付きの家を活用して貰えないか、との相談がありました。すぐ近くで私たちが手間暇かけて被災した物件を再生し、日々手直しを続けている様子を見ていた方でもあったので、そのような申し出があったのがとても嬉し

かった。早速家の中をみせて頂くと、手入れがされた庭の見える明るいサンルームがあり、台所やお風呂なども新しくされていました。この場所が活用できたら、高齢の方々がのんびり過ごせる居場所がつかれると思いました。しかもこの家の庭は保育園の隣にあるので、一部の塀を取り除けば、庭から子供たちも遊びに来ることができます。こんなチャンスはないと思いました。もちろん、片付けや一部傷んでいる部分の改修に労力もお金も必要になりますが、それでもやってみようと思ひ、構想を練ることにしました。

私は5年前にえんがわハウスの構想を練る際に、全国各地のユニークな宅老所、富山型共生ケアの場所などに見学に行きました。高齢者、障がい者、子どもは通常別々の施設がつけられますが、富山型共生ケアは、分けずに混ざる形で普通の民家を改造して運営するもので、それは全国に広まっていますが、茨城ではあまり例がありません。私たちが最も良いと感じたのは、東京都小金井市にある「また明日」という変わった場所です。そこでは、1、2階に4室あるようなアパートの1階の壁を取り除いて長細く広い空間があり、その中で保育と認知症の方のデイホームが一緒に行われています。夫々保育

と介護の仕事をされていたご夫婦が立ち上げたこの場所は、一見すると誰が保育士でだれが介護士かも分かりません。認知症のおばあさんが赤ちゃんのおむつを替えているという場所でした。

今回、隣の家の活用を考えたとき「また明日」のような場をつくるのが目標だと気づかされました。一人暮らしの高齢者で認知症になってくると親族は不安なので施設に入れたり、日中はデイサービスに通わせようと考えます。けれども大勢の人がいて、デイサービスのような施設には行きたくないという人もいます。自分の義父もそうでした。そんな方も、共生ケアの居場所であれば、子ども達ともふれあえるし、決められたプログラムもなく施設というより家に近いので居心地が良いと感じるのでしょう。具合が悪くなったらどうなるか、とかりスを心配する人もいらっしゃいます。軽度の認知症の方で自分でトイレにいけるくらいの人であれば、誰か見守る人がいて、必要な時に手助けをするくらいで済みます。自分も数年前に研修に通い、ヘルパー2級はもっているのでもこれも生かしていきたい。まだまだ考えるべきことは山ほどありますが、かつて検討したことにも本格的に挑戦してみようと思っています。

茨城労働局からの要請

11月4日(木)、下角圭司 茨城労働局長から笹島律夫 協会会長に、長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請が行われた。(原文は下記参照)

令和4年11月4日

一般社団法人茨城県経営者協会
会長 笹島律夫 殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた 取組に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年度の「過労死等の労災補償状況」をみると、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が多い業種は「運輸業、郵便業」「製造業」等となっています。過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされています。また、同法に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和3年7月30日閣議決定)では、過労死等防止対策の数値目標として、労働時間については、週労働時間40時間以上の雇用者のうち週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とする(令和7年まで)、年次有給休暇の取得率を70%以上とする(令和7年まで)等が掲げられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により、時間外労働の上限規制が罰則付きで規定され、平成31年4月1日(中小企業は令和2年4月1日)から適用されていますが、現在、適用が猶予されている建設事業、自動車運転の業務、医師等についても、令和6年4月1日から上限規制が適用されることとなります。

さらに、令和5年4月1日から、中小企業について、月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が50%以上に引き上げられます。

このようなことから、厚生労働省としては、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年を引き続き、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。



貴団体におかれましては、これまで、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて過重労働解消キャンペーンの趣旨を御理解いただき、次の事項が着実に取り組まれるよう、傘下団体・企業等に対する周知啓発について御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 1 働き方の見直しに向けた取組を進めるためには、長時間労働を前提とした労働慣行からの脱却を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための取組等を積極的に行っていただくこと

(具体的な取組例)

- ・ 経営トップによるメッセージの発信
- ・ 勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワーク、年次有給休暇の計画的付与制度、時間単位の年次有給休暇制度などの導入
- ・ ノー残業デーの設定
- ・ 年次有給休暇の取得による連休の実現（プラスワン休暇）等

- 2 時間外労働の上限規制が適用猶予されている事業・業務については、その適用に向けて、時間外労働の一層の削減に努めるなど、準備を着実に進めていただくこと
- 3 中小企業における割増賃金率の引上げへの対応も含め、時間外労働に対する割増賃金を適正に支払っていただくこと
- 4 自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を行うこと

茨城労働局長

下角 三司



人に優しい銀行をめざして



常陽銀行はどなたでも
ご利用しやすい銀行を
めざしています。



常陽銀行

MEBUKI
めぶきフィナンシャルグループ

2022

できることしかやらないのなら
昨日と何にも変わらない。

さあ、変わろう。



私たちがカスミの判断基準の中心にあるもの、それは
「お客さまのために、地域社会のために」という企業理念です。
1961年の創立以来、60年間受け継がれている不変の決意です。

今、世の中は刻々と変化しています。

この変化に対応するには、従業員一人ひとりが学び続け、知恵を磨き、
今までできなかったことに挑戦し、そして明日の自分を変える。
お客さまや社会とつながり、共感しあうことが大切です。

60年間の決意を次の世代に。
さあ、変わろう。

KASUMI

株式会社 カスミ

<https://www.kasumi.co.jp/>

〒305-8510 茨城県つくば市西大橋599-1 TEL.029-850-1850



HITACHI
Inspire the Next

次の時代に、新しい風を吹き込んでいきます。

時代はいま、新しい息吹を求めて、大きく動きはじめています。

今日を生きる人々がいつも元気でいられるように、明日を生きる人々がいつもいきいきとしていられるように。

日立グループは、人に、社会に、次の時代に新しい風を吹き込み、豊かな暮らしとよりよい社会の実現をめざします。

日立の樹オンライン www.hitachinoki.net

株式会社 日立製作所 日立建機株式会社 株式会社 日立ハイテク 日立グローバルライフソリューションズ株式会社
日立Astemo 株式会社 株式会社 日立ビルシステム 株式会社 日立産機システム 株式会社 日立インダストリアルプロダクツ 日立オリジンパーク

人材確保・再就職・出向をサポート

約500人のコンサルタントが全国対応。利用料・紹介料無料

産業雇用安定センターとは
人材を送り出す企業と人材を受け入れる企業との間で様々な
人材マッチングを支援している公的機関です。

約23万人の
実績

サービスのラインナップ

① 人材確保・再就職の 人材マッチング

専門性の高い人材を雇いたい、
人材を確保したい



事業の整理・縮小を
検討している

② キャリア人材バンク

能力・技術を有する
高齢者の雇用を検討



65歳以降もまだまだ
働きたい

③ 人材育成・企業間交流の ための出向支援

新規分野開拓のために
経験者を受け入れたい



他企業での就業経験により
従業員の能力・技術向上を
図りたい

④ セミナー事業(有料)

- 新入社員研修・フォローアップ研修
- リーダーシップスキルアップセミナー
- マネジメントスキルアップセミナー
- ハラスメントセミナー など

公益財団法人 産業雇用安定センター 茨城事務所

〒310-0803 水戸市城南1-1-6 サザン水戸ビル4階
TEL 029-231-6044 FAX 029-233-3602

産業雇用

検索



無料経営相談(士業ネットワーク)のご案内

当会では、会員士業(税理士・公認会計士8名、社会保険労務士15名、司法書士10名、行政書士4名、弁理士1名)のご協力のもと、会員の皆様が事業を推進していく上での様々な課題やニーズ等が発生した際、お気軽に専門家である士業に相談ができる「士業ネットワーク」を立上げております。

日頃の事業推進の際のお悩みごとに対応頂ける専門家による相談体制が整っておりますので、是非ご活用下さい。

例えば

- ・財務書類作成、法人税、相続税等の会計業務・税務に係るご相談
- ・経営改善・事業承継支援・働き方改革等の経営コンサルティングについてのご相談
- ・新型コロナウイルス関連をはじめとした各種助成金のご活用、申請方法に関するご相談
- ・新型コロナウイルス対応も含む従業員の休業や賃金制度の整備、人事制度、就業規則の見直し、ハラスメント対応等を始めとした各種労務管理面のご相談
- ・テレワーク導入等労務のIT化に伴う就業規則の見直し
- ・勤怠システム導入・クラウド化、テレワーク化等の業務IT化の支援
- ・営業許認可の取得・申請等に関するご相談
- ・行政関係手続きの電子申請のご支援又は代行に関するご相談
- ・外国人労働者の在留資格取得・帰化申請等手続きに関するご相談
- ・土地の売買や役員変更、株式発行等の不動産・商業登記に係るご相談
- ・民事信託を活用した事業承継・財産承継に関するご相談
- ・特許・商標等の取得に係るご相談 etc

ご相談は初回無料となります。当会士業会員の方々へのご相談の取り継ぎを行ってまいります。つきましては、お悩み事がございましたら、事務局宛にお気軽にお問い合わせ下さい。

本件に関するお問い合わせ先

一般社団法人 茨城県経営者協会 事務局(黒澤・澤畑)

TEL : 029-221-5301

FAX : 029-224-1109

E-MAIL : kurosawa@ikk.or.jp